

## 『高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画』における 「再編に関する基準等」の再検討に係る意見交換会 開催要綱

### (目的)

第1 県教育委員会が、「再編に関する基準等」の再検討を行うにあたり、有識者や様々な立場の方々から幅広く意見を聴くため、「再編に関する基準等」の再検討に係る意見交換会（以下、「意見交換会」という。）を開催する。

なお、意見交換会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

### (会議事項)

第2 意見交換会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 再編に関する基準等の適用期間
- (2) 都市部存立普通校、都市部存立専門校、中山間地存立校の学校規模及び基準
- (3) 基準に該当した場合の選択肢
- (4) 中山間地存立特定校の基準
- (5) 「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合

### (構成員)

第3 意見交換会の構成員は、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が依頼する。

### (開催期間及び回数)

第4 意見交換会は、令和6年度から令和7年度までの間に2回程度開催するものとする。

### 附 則

この要綱は、令和6年11月29日から施行する。